

# 建設関連業務における条件付き一般競争入札等説明会

日時 令和元年7月29日（月） 午後2時から  
場所 青森県総合社会教育センター 2階 大研修室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 説 明

- (1) 県土整備部が発注する建設関連業務の条件付き一般競争入札について
- (2) 建設関連業務条件付き一般競争入札情報の検索方法について
- (3) 建設関連業務における総合評価落札方式の改定概要について

### 3 質 疑

### 4 閉 会

県土整備部が発注する建設関連業務の条件付き一般競争入札について

## 1 対象業務

設計額が1千万円以上の全ての業種（測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務、複合業務を含む）となります。このため、1千万円以上の建設関連業務のうち、建築及び土木関係建設コンサルタント業務のうち設計業務については総合評価落札方式の条件付き一般競争入札、それ以外は価格競争の条件付き一般競争入札となります。

## 2 施行形態

### (1) 県内地域限定型

県内に本店を有する者で履行可能な業務でかつ、管内で当該者の数が10者以上選定することができる業務

### (2) 県内一般型

県内に本店を有する者で履行可能な業務でかつ、県内地域限定型では当該者の数が10者以上選定することができない業務

### (3) 一般型

県内一般型では当該者の数が10者以上選定することができない業務

## 3 参加資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の〇〇〇業務の〇〇〇に搭載されている者であること。（また、当該業務に係る（Ⅰ）建設コンサルタント登録規程（Ⅱ）地質調査業者登録規程（Ⅲ）補償コンサルタント登録規程の認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) (a) 〇〇地域県民局管内（〇〇市・町・村）に本店を有していること。
- (5) (b) 本県に本店を有していること。

- (5) (c) 日本国内に本店を有していること。
- (6) 過去15年間に同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 別に定める資格を有する管理技術者（及び照査技術者）を配置することができること。
- (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

#### 4 登録規程について

上記3（3）について、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の認定を受けていることを参加要件にするかどうかは、案件ごとに設定する。

#### 5 複合業務について

例えば測量及び土木関係建設コンサルタント業務を複合して発注する場合

- (1) 参加要件について（上記3の（3）関係）

測量及び土木関係建設コンサルタント業務の両方の名簿に登載されている必要があります。

- (2) 履行実績について（上記3の（6）関係）

メインとなる業務（金額割合の大きい業務）の履行実績のみを求めます。

- (3) 管理技術者等について（上記3の（9）関係）

メインとなる業務（金額割合の大きい業務）の管理技術者等のみを求めます。

#### 6 施行日

令和元年10月1日

# 建設関連業務条件付き一般競争入札情報の検索方法

## 1 青森県建設業ポータルサイトにおける検索(イメージ)

以下の検索は、青森県建設業ポータルサイトトップページ>委託の情報>入札情報の画面から行います。

### (1) 建設関連業務入札情報の検索

建設関連業務入札情報(検索)

以下の検索条件を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

発注者名	〇〇地域県民局
業務場所	※※※
入札方式	<input type="radio"/> 全て <input type="radio"/> 一般競争入札 <input type="radio"/> 指名競争入札
総合評価	<input type="radio"/> 全て <input type="radio"/> 総合評価のみ <input type="radio"/> 総合評価以外
実施公告日	令和※年※月
入札執行日	

「入札方式」プルダウンから一般競争入札を選択します。

必要に応じ、「総合評価」プルダウンから、全て、総合評価のみ又は総合評価以外を選択します。(初期設定は「全て」となっており、当該検索項目を変更しない場合、総合評価及びそれ以外の方式による一般競争入札が検索されます。)

必要に応じ、実施公告年月を選択します。

### (2) 建設関連業務入札情報(一覧)

建設関連業務入札情報(一覧)

ご覧になりたい建設関連業務の業務番号又は業務名をクリックしてください。

発注者	入札方式	総合評価	実施公告日	入札執行日	業務番号	業務名
〇〇	指名競争		-	〇月 〇日	委 第〇-〇号	*****業務委託
〇〇	一般競争	○	〇月〇日	〇月 〇日	委 第〇-〇号	*****業務委託

総合評価落札方式の場合、「総合評価」欄に○が表示されます。

### (3) 入札情報

表示しているボタンをクリックすると、この業務の関連情報をご覧になれます。

〇〇地域県民局入札情報(一般競争)

[落札情報](#) [工事情報](#)

発注者名	〇〇地域県民局長(〇〇県民局地域整備部)
業務番号	委 第〇-〇号
業務名	*****業務委託
業務場所	***** 地内
業種	土木関係(道路)
履行期限	令和 〇年 〇月〇〇日まで
入札及び契約種別	条件付き一般競争入札 総合評価(標準型(委託))
実施公告日	令和 〇年 〇月〇〇日
入札執行日	令和 〇年 〇月 〇日
予定価格(税込)	¥**.***.***
添付資料	縦覧情報 公告文 入札説明書

条件付き一般競争入札の情報が表示されます。

縦覧情報、公告文、入札説明書はこちらから見るができます。

# 建設関連業務条件付き一般競争入札情報の検索方法

## 2 電子入札システムにおける検索(イメージ)

### (1) 案件の検索

①建設関連業務の一般競争入札の案件のみを検索し表示させる場合、コンサルの中の「一般競争入札」を選択します。  
 (「全て」を選択して表示することもできます。必要に応じて選択してください)。

②「調達案件検索」をクリックします。

### (2) 案件の表示

参加したい案件の、「提出」の欄にある「表示」ボタンをクリックします。

### (3) 参加申請書等の提出

「参照」ボタンを押下して必要なファイルを選択し、参加申請書、技術提案書(システム上「VE提案書」と表記されますが、「技術提案書」と読み替えます。)をそれぞれ添付します。

「提出内容確認」をクリックし、表示された画面で提出内容を確認した上で、提出を行います。

# 建設関連業務における総合評価落札方式の改定概要について

青森県 整備企画課

**令和元年7月1日以降**に通知を行う業務から、総合評価落札方式（建設関連業務）に関する手引き（試行）について、下記のとおり一部見直しのうえ運用しています。

## 1. 基本型・地域型の廃止

### (1) 土木設計業務の場合

簡易型Ⅰ：難易度が高く県外企業を含む企業を対象として想定

簡易型Ⅱ：県内企業（県内に本店がある企業）を対象として想定

#### 【現 行】

評価項目	配点				
	標準型	簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ	
		基本型	地域型	基本型	地域型
企業評価	10.0	8.0	10.0	8.0	10.0
技術者評価	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
実施方針	20.0	20.0	8.0	—	—
技術提案	30.0	—	—	—	—
合 計	70.0	38.0	28.0	18.0	20.0

#### 【改 定】

配点		
標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
8.0	8.0	10.0
10.0	10.0	10.0
20.0	4.0	—
30.0	—	—
68.0	22.0	20.0

※簡易型Ⅰにおいては、実施方針（業務理解度(4.0点)のみ)を定める。

### (2) 建築設計業務の場合

簡易型Ⅰと簡易型Ⅱは、業務の難易度によって使い分ける。

#### 【現 行】

評価項目	配点				
	標準型	簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ	
		基本型	地域型	基本型	地域型
企業評価	10.0	8.0	10.0	8.0	10.0
技術者評価	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
実施方針	20.0	20.0	8.0	—	—
技術提案	30.0	—	—	—	—
合 計	70.0	38.0	28.0	18.0	20.0

#### 【改 定】

配点		
標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
8.0	8.0	9.0
10.0	10.0	10.0
20.0	20.0	8.0
30.0	—	—
68.0	38.0	27.0

## 2. 評価項目・評価基準の新設

### (1) 若手（女性）技術者の配置への加点

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は女性 技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0
	担当技術者への配置	0.5
	上記以外	0.0

※若手とは、満40歳をむかえていない者。女性技術者の場合は、年齢を問わない。

### (2) 災害協定締結への加点

評価項目	評価基準	配点
災害協定締結の 有無	県と災害協定を締結している	1.0
	市町村と災害協定を締結している	0.5
	上記以外	0.0

※建築設計業務の場合は、評価対象外。

### (3) ボランティア活動への加点

評価項目	評価基準	配点
県内での社会貢献活 動実績の有無	社会貢献活動の実績あり	1.0
	上記以外	0.0

青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札における  
管理技術者及び照査技術者の資格等を定める要領（案）

制定 令和 年 月 日 青整企第 号

（目 的）

第 1 条 青森県県土整備部建設関連業務条件付き一般競争入札事務取扱要領（令和元年 5 月 31 日青監第 233 号）第 4 条第 7 号で規定する、条件付き一般競争入札の方法により実施する際に配置する管理技術者及び照査技術者に必要な資格等については、この要領によるものとし、表－1 のとおりとする。

（管理技術者）

第 2 条 管理技術者とは、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であり、委託業務の履行に関し業務の管理及び統轄等を行うために必要とされる資格を有する者とする。管理技術者は、他の業務と兼任することができるものとする。

2 入札公告の管理技術者の資格は、資格免状等の写しにより確認するものとする。

表－1

業務	区分	技術条件（いずれかの条件）		備考
測 量		測量士		
建築関係建設 コンサルタント業務	業務の難易度に応じて設定する。	一級建築士・構造設計一級建築士 ※かつ①の要件		照査技術者を 兼ねることが できない。
		設備設計一級建築士・建築設備士 ※かつ②の要件		
		①一級建築士・構造設計一級建築士 ・建築に関して 18 年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築に関して 13 年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築に関して 8 年以上の実務経験相当の能力を有すること ②設備設計一級建築士・建築設備士 ・建築設備に関して 18 年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築設備に関して 13 年以上の実務経験相当の能力を有すること ・建築設備に関して 8 年以上の実務経験相当の能力を有すること		
土木関係建設 コンサルタント業務	調査・計画業務に 限り設定すること ができる。	技術士・総合技術監理部門（当該業務※）	※ 別表の とおり	照査技術者を 兼ねることが できない。
		技術士（当該業務※）		
		RCCM（当該業務※）		
		業務に該当する部門（当該業務※）と異なる技術部門及び選択科目とする技術士で、業務に該当する部門に関し 5 年以上の実務経験者		
		大学卒業後、業務に該当する部門に関し 13 年以上の実務経験者		
		短期大学又は高等専門学校卒業後、業務に該当する部門に関し 15 年以上の実務経験者		
		高等学校卒業後、業務に該当する部門に関し 17 年以上の実務経験者		
		中学校卒業後、業務に該当する部門に関し 20 年以上の実務経験者		
業務に該当する部門に関し 25 年以上の実務経験者				



地質調査業務	コンサルタント的業務を伴う地質調査業務	技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに土質及び基礎）	
		技術士・総合技術監理部門（応用理学一般及び地質）	
		技術士・建設部門（土質及び基礎）	
		技術士・応用理学部門（地質）	
		RCCM（地質）	
		RCCM（土質及び基礎）	
補償関係 コンサルタント業務	現場での調査・計測のみ（総合解析とりまとめを除く解析等調査業務を含む。）	地質調査技士	
		補償業務管理士（当該業務） 当該補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者	

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

## (別表)

業 務 (部門)	技 術 士 の 技 術 部 門 及 び 選 択 科 目		R C C M の 専 門 技 術 部 門
	技 術 部 門	選 択 科 目	
河川、砂防及び 海岸・海洋	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・ 海洋
	総合技術監理部門	建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋	
港湾及び空港	建設部門	港湾及び空港	港湾及び空港
	総合技術監理部門	建設一般並びに港湾及び空港	
電力土木	建設部門	電力土木	電力土木
	総合技術監理部門	建設一般及び電力土木	
道 路	建設部門	道路	道路
	総合技術監理部門	建設一般及び道路	
鉄 道	建設部門	鉄道	鉄道
	総合技術監理部門	建設一般及び鉄道	
上水道及び 工業用水道	上下水道部門	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道
	総合技術監理部門	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道	
下 水 道	上下水道部門	下水道	下水道
	総合技術監理部門	上下水道一般及び下水道	
農業土木	農業部門	農業土木	農業土木
	総合技術監理部門	農業一般及び農業土木	
森林土木	森林部門	森林土木	森林土木
	総合技術監理部門	森林一般及び森林土木	
水産土木	水産部門	水産土木	水産土木
	総合技術監理部門	水産一般及び水産土木	
廃 棄 物	衛生工学部門	廃棄物管理	廃棄物
	総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理	
造 園	建設部門	都市及び地方計画※	造園
	総合技術監理部門	建設一般並びに都市及び地方計画※	
都市計画及び 地方計画	建設部門	都市及び地方計画	都市計画及び地方計画
	総合技術監理部門	建設一般並びに都市及び地方計画	
地 質	応用理学部門	地質	地質
	総合技術監理部門	応用理学一般及び地質	
土質及び基礎	建設部門	土質及び基礎	土質及び基礎
	総合技術監理部門	建設一般並びに土質及び基礎	
鋼構造及び コンクリート	建設部門	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	総合技術監理部門	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート	
トンネル	建設部門	トンネル	トンネル
	総合技術監理部門	建設一般及びトンネル	
施工計画、施工 設備及び積算	建設部門	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及 び積算
	総合技術監理部門	建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算	
建設環境	建設部門	建設環境	建設環境
	総合技術監理部門	建設一般及び建設環境	
機 械	機械部門	機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機械	機械
	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機械	
電気電子	電気電子部門	発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備	電気電子
	総合技術監理部門	電気電子一般並びに発送配変電、電気応用、情報通信又は電気設備	

※造園部門に係る業務に関し、3年以上の実務経験を有する必要がある。